

学校運営協議会の設置を進めます (コミュニティ・スクール)

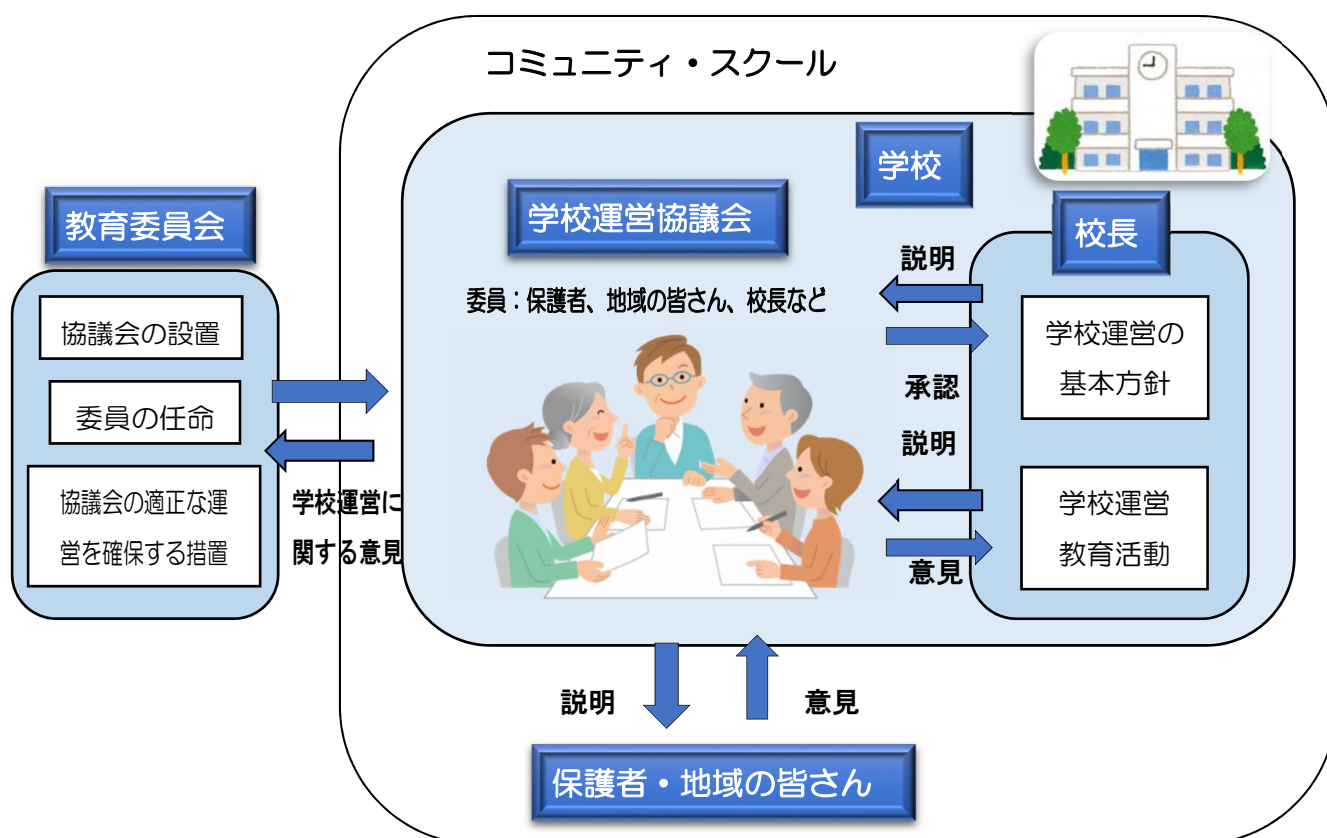
綾部市では「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校・家庭・地域が教育目標や課題等を共有し、ともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら、地域ぐるみで子どもたちの豊かな成長を支える手法の一つとして、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を進めます。

綾部市が目指すコミュニティ・スクールの3つのキーワード

課題共有

協働

特色づくり



コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会が設置された学校のことを「コミュニティ・スクール」と呼びます。

保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、地域ぐるみでよりよい教育環境づくりを進める仕組みです。

綾部市が進めるコミュニティ・スクールの概要

学校運営協議会の機能・役割

学校運営協議会の主な役割は、次の4つです。

- ①育てたい子ども像や学校運営のビジョンを共有し、学校運営の基本方針等を承認します。
- ②学校・地域・保護者で子どもたちの豊かな成長を支える方法を考え（熟議^{じゅくぎ}）、役割分担をします。
- ③学校の運営状況等について点検・評価を行います。
（現行の「学校評議員会」「学校関係者評価委員会」の役割を集約します。）
- ④必要が生じた場合、教育委員会等に学校運営に関しての意見を述べます。

学校運営協議会の設置

- ・教育委員会が学校運営協議会を設置します。
- ・学校運営協議会は学校単位の設置を基本としますが、小中一貫・連携教育の取組により2以上の学校に1の協議会を設置することもあります。

学校運営協議会委員の任命

- ・学校運営協議会委員は、校長の推薦により教育委員会が任命します。
 - ①地域住民
 - ②児童生徒の保護者
 - ③学校運営に資する活動を行う者
 - ④校長、教職員
 - ⑤教育委員会が適当と認める者
- ・定員は10名以内、任期は1年以内とします。（再任可。交代の場合は前任者の残任期間）
- ・身分は「特別職の地方公務員」となり、守秘義務が課せられます。

学校運営協議会の運営

- ・学校運営協議会の会議は、年3回（学期に1回程度）を想定しています。
- ・学校運営協議会の運営に伴う事務は、学校が行います。

「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ